

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転免許証を自主返納した高齢者の移動を支援し、交通事故の減少を図るため、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第84条に規定する運転免許をいう。
- (2) 運転免許証 法第92条第1項に規定する運転免許証であって、法第92条の2に規定する有効期間内のものをいう。
- (3) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、すべての運転免許の取消しを申請し、運転免許証を自主的に返納することをいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、申請日時時点で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 自主返納時に満65歳以上(満64歳の者で、法第92条の2に規定する有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から前日までに自主返納をした者を含む。)の者
- (2) 自主返納してから6か月を経過していない者
- (3) かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱(令和6年かすみがうら市告示第38号)第6条に規定する交付決定を受けていない者

(支援内容)

第4条 支援事業の内容は、かすみがうら市デマンド型乗合タクシーの回数乗車券を交付することにより行うものとする。

2 前項の回数券は21,000円分とし、払い戻しはできないものとする。

3 支援事業は、対象者1人につき1回を限度とする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者は、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の9第4項に規定する取消通知書の写しを添

えて、かすみがうら市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（支援の決定）

第6条 会長は、前条の申請があったときは、必要な事項を確認のうえ支援の可否を決定し、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知する。

2 会長は、前項で支援可の決定をしたときは、申請者をかすみがうら市デマンド型乗合タクシー利用者に登録する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、改正後の要綱第3条については、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。